

# 飯島「ひかりが丘」地区建築協定

## 第 1 条 (目的)

この協定は、本協定区域内における建築物の用途、形態および敷地を協定し、住宅地としての環境を高度に維持増進することを目的とする。

## 第 2 条 (名称)

この協定は、飯島「ひかりが丘」地区建築協定(以下「協定」という。)と称する。

## 第 3 条 (用語の定義)

この協定における用語の意義は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号以下「令」という。)の例による。

## 第 4 条 (協定の締結)

この協定は第6条に定める区域内の土地所有者及び建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者(以下単に「権利者」という。)全員の合意により締結する。

## 第 5 条 (協定の変更並びに廃止)

この協定にかかる協定区域、建築物に関する基準、有効期間および協定違反があつた場合の措置を変更しようとするときは、権利者全員の合意によらなければならない。又、この協定を廃止しようとする場合は、権利者過半数の合意によらなければならない。

## 第 6 条 (協定区域)

この協定の区域は横浜市戸塚区飯島町字殿ヶ谷 410 番地外にて別図に示す全区域とし、同区域には下記のブロックを設けるものとする。

区画	街区	番号	街区	番号	街区	番号	区画数
Aブロック	1	1~4	2	1~8	3	1~8	210
	4	1~18	5	1~18	6	1~18	
	7	1~18	8	1~16	9	1~16	
	10	1~16	11	1~16	12	1~16	
	13	1~10	14	1~3	15	1~3	
	16	1~4.4'.5.8	17	5~13	19	1~6	
Bブロック	16	6.7.9	17	1~4.14~16			10
Cブロック	18	1~16					16
計							236

## 第 7 条 (建築物の制限)

前条に定める協定区域内の建築物の用途、形態及び敷地は次の各号に定める基準によらなければならない。

1. A及びBブロック内の建築物は1戸建とし、住居専用住宅若しくは医院併用住宅とする。  
但し、Bブロック内は「令」第130条の3で規定する兼用住宅を建築することもできる。
2. Cブロック内の建築物は、区画数と同数の戸数のテラスハウス形式で住居専用住宅若しくは、「令」第130条の3で規定する兼用住宅とする。
3. 建築物の最高の高さは10メートル、軒の高さは7.0メートル以下とする。
4. 地階を除く階数は2以下とする。
5. 建築物の外壁又はこれに代れる柱の面から、道路境界線及び隣地境界線までの距離は1メートル以上とする。  
但し、「令」第135条の5の規定に適合する建築物及び建築物の部分についてはこの限りでない。
6. 協定区域内の各区割は細分割してはならない。

## 第 8 条 (有効期間)

この協定の有効期間は横浜市長の締結の認可のあった日から第5条で規定する廃止の認可公告のあった日までとする。

但し、違反者の措置に関しては、期間満了後もなお効力を有するものとする。

## 第 9 条 (協定の効力の継承)

この協定の認可後において、協定区域内の新たな権利者となった者に対しても、その効力があるものとする。

## 第 10 条 (違反者の措置)

第7条の規定に違反した者のあった場合、第12条に定める委員長は委員会の決定に基づき、当該権利者に対して工事施工の停止を請求し、かつ文書をもって相当の猶予期間をつけて、当該行為を是正するための必要な措置をとることを、請求するものとする。

2. 前項の請求があった場合においては、当該権利者はこれに従わなければならない。

## 第 11 条 (裁判所の提訴)

前条第1項に規定する請求があった場合において、当該権利者がその請求に従わないときは、委員長はその強制履行または当該権利者の費用を以って、第三者にこれを為さしめることを裁判所に請求するものとする。

2. 前項の提訴手続等に要する費用は当該権利者の負担とする。

## 第 12 条 (協定運営委員会)

この協定の運営に関する事項を処理するため協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2. 委員会に次の役員を置く。

委員長 1名  
副委員長 1名  
委員 5名  
会計 1名

3. 委員は権利者の互選とする。

4. 委員長は委員の互選とし、協定運営のための事務を総括し、権利者を代表する。

5. 副委員長および会計は委員の中から委員長が委嘱する。

6. 副委員長は委員長が事故のあるとき、これを代理する。

7. 委員の任期は2年とする。

但し、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。

8. 委員は再任されることができる。

9. 委員長は新たに権利者等になった者に対して、本協定の周知徹底をはかる。

## 第 13 条 (補則)

この協定に規定するもののほか、委員会の運営組織議事ならびに委員に関して必要な事項は別に定める。

(附則)

1. この協定は横浜市長の締結の認可のあった日から効力を発する。

2. この協定は3部作製し、2部を市長に提出し、1部を委員長が保管し、その写を協定者全員に配布する。

前記建築協定の締結に同意します。

昭和 年 月 日

(所有土地の表示)

地番及街区

宅地 m<sup>2</sup>

住所

土地所有者

氏名

印